

4 水道水源林取得の経緯

年 度	取 得 の 経 緯 等		備 考
	内 容	所有者	
江戸時代	・水源地一帯は秩序だつて利用されていた「入会山」であった。 また、幕府直轄の「お止め山」(主に御巣鷹山)も各所にあり、おおむね良好な森林であった。 ・林政は、おろそかにされ、森林の荒廃が進む。	江戸幕府 帝室林野管理局	1654 玉川上水竣工 1872 神奈川県下にあった武藏国多摩郡中野村ほか31村の水路関係村を東京府に編入 1876 東京府に水道改良委員会を置く 1878 東京府吏員山城祐之が多摩川水源を確認 1890 水道条例発布 1893 三多摩地区東京府へ編入 1894 日清戦争勃発 1897 森林法発布 1898 改良水道通水
1867～1897 (明治維新～明治30年頃)			
1901 (明治34年)	・府は、水源地の荒廃を憂い、日原川流域民有林約5,000haを保安林に編入。同時に山梨県小菅村、丹波山村の約8,000ha及び日原川上流約300haの御料林を譲り受け、東京府林業事務所を設置し、営林事業を開始する。	東京府	1904 日露戦争勃発 1907 世界経済恐慌
1910 (明治43年)	・水道水源地森林經營案決議。10月に市水源林事務所を設置。11月に小河内村、氷川村、古里村に散在する御料林約700haを譲り受ける。		1911 東京改良水道工事終了
1912 (明治45年)	・山梨県有林約5,610ha(萩原山)と、東京府有林約8,460ha(元御料林府下氷川村、山梨県小菅村及び丹波山村所在)を譲り受ける。	東京市	1914 第1次世界大戦勃発
1913～1926 (大正2年～同15年)	・府下の私有林約610haを買収。明治44年から府下の公私有地に部分林約870haを設定。經營面積が、約16,250haとなる。		1923 関東大震災
1933 (昭和8年)	・1月1日、日原川上流域私有林約4,780haを買収。水源林事務所は、水道局庶務課に属し、林務掛となり、村山・山口貯水池林も管理することとなる。	東京都	1937 日華事変勃発 1939 第2次世界大戦勃発 1941 太平洋戦争勃発
1943 (昭和18年)	・7月1日、東京都政施行。同時に当局水源林事務所が経済局に移管される。		1945 終戦
1946 (昭和21年)	・水源林事務所が再び当局所管となり、多摩出張所に水源林係を設ける。		
1947 (昭和22年)	・7月1日、多摩出張所を廃して水源林事務所を開設する。		
1950 (昭和25年)	・旧古里村有林約100haと、同村との分取契約林設定地約90haを買収する。		1952 地方公営企業法施行 1957 国立公園法が廃止され、自然公園法が成立 小河内ダム完成
1967～1978 (昭和42～53年)	・小河内貯水池の建設に伴い貯水池周囲林として買収した約560haが、水道水源林として当局給水部から所管替えされた。		1961 利根川水系水道拡張事業始まる。
2012～2021 (平成24～令和3年)	・民有林購入事業による約3,210ha(289件)の民有林購入により、管理面積は令和3年度末で24,840haとなっている。		